

# 秋田市業務継続計画

平成24年8月

秋 田 市

(令和8年3月改正)



# 目次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
1 趣旨.....	1
2 本計画が対象とする業務.....	1
3 本計画の位置付け.....	2
4 本計画の基本方針.....	2
5 本計画導入の効果.....	3
<b>第2章 前提とする大規模災害と被害想定</b> .....	<b>4</b>
1 本計画の前提とする大規模災害.....	4
2 被害想定.....	4
<b>第3章 非常時優先業務の選定</b> .....	<b>7</b>
1 非常時優先業務の定義.....	7
2 非常時優先業務選定の基本的考え方.....	7
3 非常時優先業務の優先区分.....	7
<b>第4章 発災時の対応と参集</b> .....	<b>8</b>
1 地域防災計画による配備体制.....	8
2 災害対策本部の設置決定者および職務代行者.....	9
3 大規模災害発生時の対応.....	9
4 職員の参集.....	10
5 災害発生直後に職員がとるべき行動.....	11
6 参集における留意事項.....	11
7 最寄出先機関への参集と行動.....	11
8 相当な理由により参集できない場合の措置.....	12

<b>第5章 執務環境の確保と整備</b> .....	<b>13</b>
1 非常時における本庁舎の使用 .....	13
2 非常時における消防庁舎の使用 .....	15
3 非常時におけるその他主要な庁舎の使用 .....	16
4 本庁舎等が使用不可能な場合 .....	20
5 職員用の食糧および飲料水 .....	20
<b>第6章 非常時優先業務の実施</b> .....	<b>21</b>
1 非常時優先業務の抽出 .....	21
2 業務実施状況の周知 .....	21
3 職員の応援 .....	21
4 優先継続業務の取扱い .....	22
5 休止業務の取扱い .....	22
6 通常業務の復帰 .....	22
<b>第7章 今後の検討課題と取組</b> .....	<b>23</b>
1 検討課題 .....	23
2 今後の取組 .....	23

**別 冊**

- ・（別表1）応急業務一覧
- ・（別表2）優先継続業務一覧

**経 緯**

- ・平成24年8月 策定
- ・令和2年4月 改正
- ・令和8年3月 改正

# 第1章 総則

## 1 趣旨

本市において大規模災害が発生すると、甚大な人的および物的被害を受けるとともに、ライフライン等にも障害が生じ、市民生活や社会活動に重大な影響を及ぼすことが想定される。

また、職員や市庁舎が多大な被害を受け、職務遂行に必要な人員、資材、情報、ライフライン等（以下「資源」という。）が大幅に制約されることとなる。

本市では、このような状況においても「秋田市地域防災計画」に基づく応急・復旧業務はもとより、中断すると社会的に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務を継続して行うことが求められる。

こうしたことから、あらかじめ、大規模災害発生時において優先的に実施する必要のある業務を選定し、当該業務を効率的に遂行するための執行体制、対応方針や必要な資源の確保等をあらかじめ定めておく必要がある。

これらを計画に示したものが「秋田市業務継続計画」（以下「本計画」という。）である。

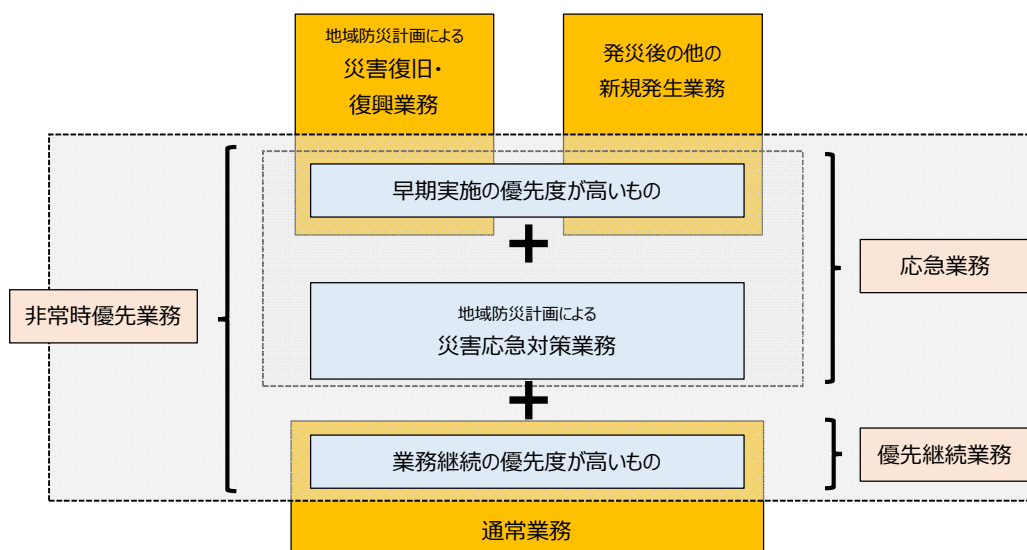
## 2 本計画が対象とする業務

(1) 本計画は、地域防災計画における災害応急対策業務および早期実施の優先度の高い復旧・復興業務ならびに通常業務のうち災害発生時においても優先的に継続する必要のある業務（以下「非常時優先業務」という。）を対象として、これらを実行するための対応や手段等を定めるものである。

(2) 非常時優先業務は、次のとおり分類される。

「応急業務」：災害応急対策業務、早期実施の優先度の高い災害復旧・復興業務および地域防災計画にない発災後に新規発生する業務

「優先継続業務」：通常業務のうち従来どおり継続しなければならない業務継続の優先度の高い業務

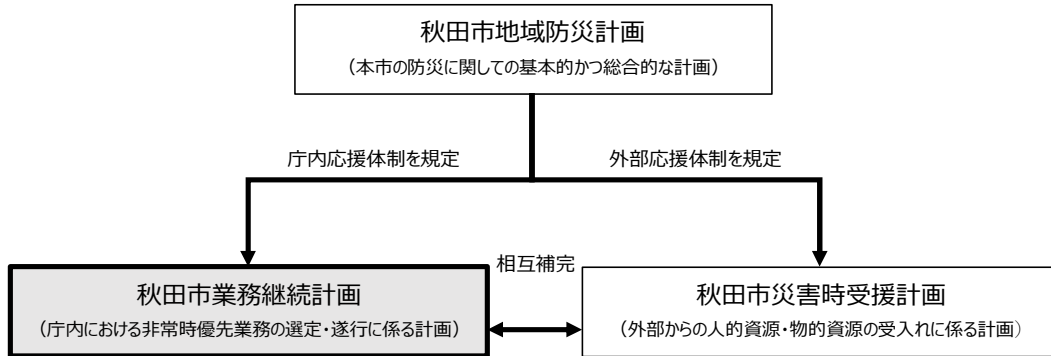


【図－1：非常時優先業務のイメージ】

内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」図1-1を編集

### 3 本計画の位置付け

本計画は、「秋田市地域防災計画」に基づき、大規模災害時における庁内の非常時優先業務の選定および遂行について、外部からの人的・物的資源の受入れに係る計画である「秋田市災害時受援計画」と相互に補完し合うものとして位置付ける。



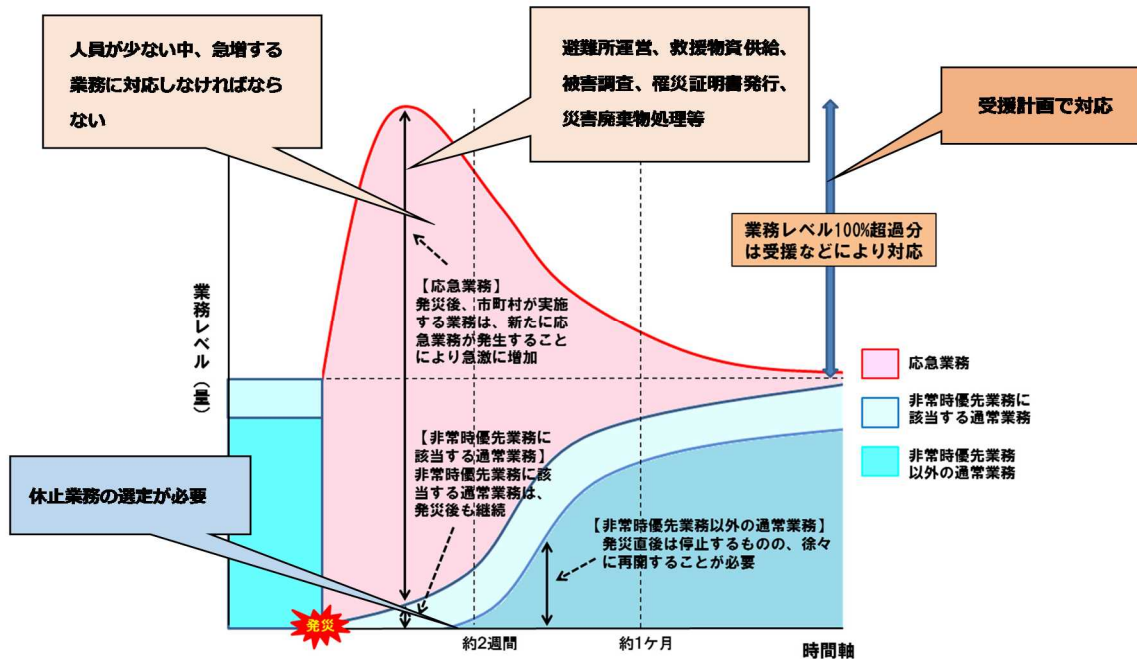
【図－2：本計画の位置付け】

### 4 本計画の基本方針

大規模災害等発生時には、次の方針に基づいて、業務継続を図るものとする。

- (1) 市民の生命、身体および財産の保護を優先する。
- (2) 市民生活への影響を最小限にとどめるとともに、早期復旧に努める。
- (3) 非常時優先業務の実施に必要な資源を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止する。

その後、非常時優先業務の継続に支障とならない範囲で、順次再開を目指す。



【図－3：発災後に市町村が実施する業務の推移】

内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」図1-4を編集

## 5 本計画導入の効果

大規模災害が発生した場合、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間で応急業務が発生し、業務量は極めて膨大なものとなる。しかしながら本計画の策定により、「行政も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期に多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

## 第2章 前提とする大規模災害と被害想定

### 1 本計画の前提とする大規模災害

本市において発生するおそれがある災害は、地震災害・津波災害・火災・水害・土砂災害・風害・雪害等が挙げられる。

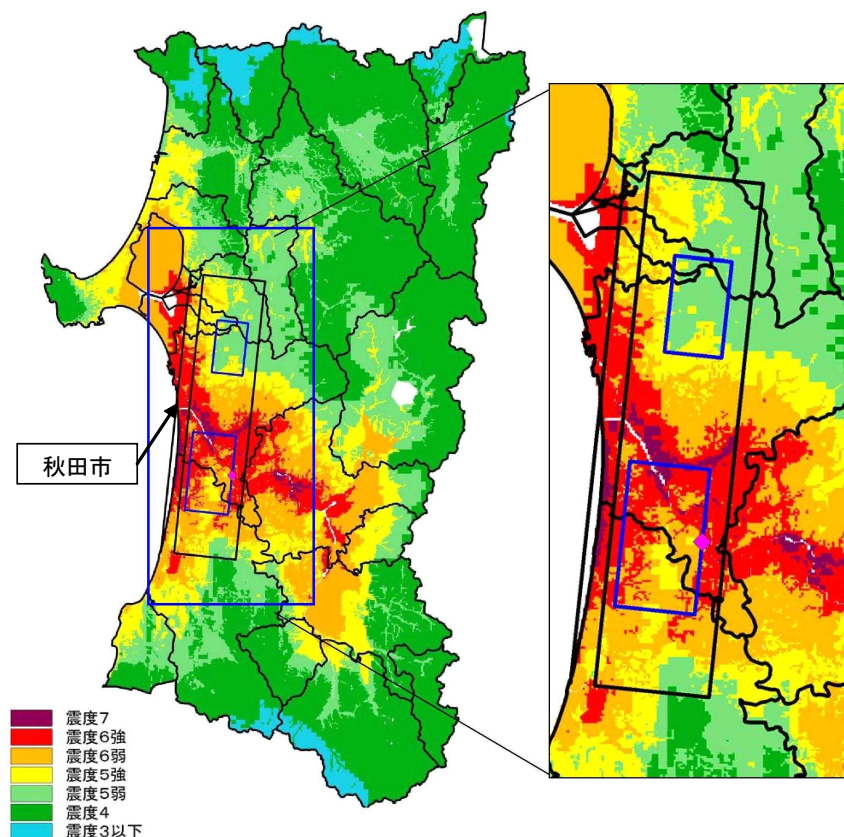
この中で地震災害は市全域が被災することおよび災害発生の予測や災害発生前の避難が不可能であることから、他の災害と比較し、災害応急対策の業務量が非常に多くなるとともに、電気・通信・道路等の公共インフラの被害により、対処が最も困難な災害であると考えられる。

以上のことから、本計画においては大規模地震災害を想定する。また、水害等其他の大規模災害についても、本計画を準用することとする。

### 2 被害想定

#### (1) 前提とする想定

前提とする地震想定は平成25年度に県が実施した「秋田県地震被害想定調査報告書」の中から、物的・人的被害が最も大きいと予想される天長地震北由利断層連動モデル（以下「想定地震」という。）とする。想定地震における本市内の震度分布は、図－4のとおり。



(青枠：アスペリティの位置、ひし形：破壊開始点の位置)

【図－4：震度分布（天長地震北由利断層連動モデル）】

「秋田市地域防災計画（第21次修正）」図1－5－4より抜粋

(2) 前提とする被害想定

本市内における天長地震北由利断層連動モデルの被害想定は、表－１のとおり。

表－１被害想定結果一覧のうち、被害が最も大きく、対応が難しい冬の深夜（２時）を本計画における前提の被害想定とする。

【表－１：被害想定結果一覧】

【想定】天長地震北由利断層連動モデル（最大震度７（秋田市）、マグニチュード7.8）

■被害状況

建物被害	全壊棟数（棟）	夏	24,034
		冬	25,874
	半壊棟数（棟）	夏	33,495
		冬	36,274
	炎上出火件数	夏の日中（10時）	34
		冬の深夜（２時）	30
		冬の夕方（18時）	81
	消失棟数（棟）	夏の日中（10時）	165
		冬の深夜（２時）	60
		冬の夕方（18時）	3,847

ライフライン被害	上水道	被害箇所	2,350	
		断水人口（人）	210,790	
	下水道	被害延長（m）	138,244	
		支障人口（人）	27,841	
	都市ガス	供給支障人口（人）	213,133	
	LPGガス	供給支障人口（人）	10,504	
	電力	停電世帯（戸）	夏の日中	107,301
			冬の深夜	107,938
			冬の夕方	107,938
	通信	固定電話・インターネット 不通回線数（本）	夏の日中	4,533
			冬の深夜	4,753
			冬の夕方	8,531
		携帯電話の不通率	冬の深夜	A(※)
			冬の夕方	A(※)

(※) ランクA：非常につながりにくい

地震動による 人的被害	死者数（人）	夏の日中（10時）	635
		冬の深夜（２時）	1,502
		冬の夕方（18時）	1,157
	負傷者数（人）	夏の日中（10時）	4,907
		冬の深夜（２時）	8,120
		冬の夕方（18時）	6,330
	うち重傷者数 （人）	夏の日中（10時）	985
		冬の深夜（２時）	1,717
		冬の夕方（18時）	1,325

■避難者数、震災廃棄物

避難者数	夏の日中（10時）	1日後（人）	91,858
		4日後（人）	102,403
		1か月後（人）	56,997
	冬の深夜（２時）	1日後（人）	112,742
		4日後（人）	121,169
		1か月後（人）	84,881
	冬の夕方（18時）	1日後（人）	116,731
		4日後（人）	124,697
		1か月後（人）	90,399

震災廃棄物（トン）	夏の日中	4,434,543
	冬の深夜	4,695,591
	冬の夕方	4,814,419

「秋田市地域防災計画（第21次修正）」表1－5－4（1）被害想定結果一覧から抜粋し編集

### (3) 業務継続への影響

#### ア 職員の参集可能人数

本計画の前提となる被害想定（表－1）から職員や職員家族が被災することを考慮すると災害発生後、参集が可能な職員は、全体のおよそ6割にとどまると予測される。

#### イ 時間ごとの職員参集予測

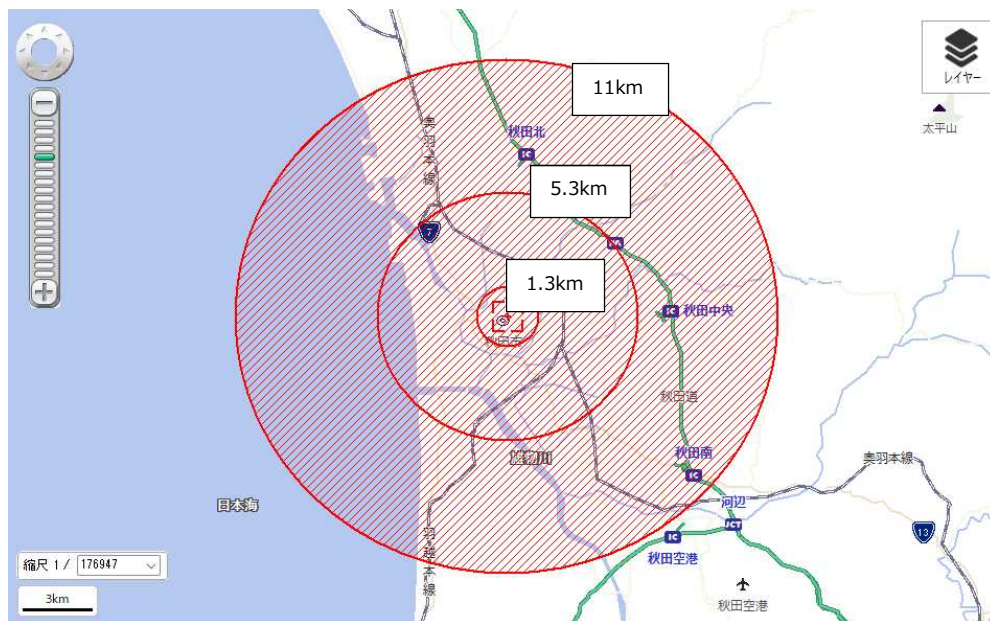
冬の深夜であること、および道路が車両通行不能となることを想定すると、参集は徒歩に限られることから、歩行速度を毎時2km、参集のための準備に20分程度要すると仮定し、発災からの時間別の職員参集予測を以下のとおりとした。

##### 【時間別の職員参集予測】

1時間以内：庁舎から1.3km（全体の約30%）圏内在住職員の6割（18%）

3時間以内：庁舎から5.3km（全体の約80%）圏内在住職員の6割（48%）

6時間以内：庁舎から11km（全体の約90%）圏内在住職員の6割（54%）



【図－5：本庁舎からの距離（災害情報管理システム）】

#### ウ 本庁舎等の損壊

想定地震により、本庁舎等も震度7の揺れにさらされることになるが、本庁舎は、地震の揺れを最小限に抑える免震構造を採用している。また、洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域（0.5m未満）となっているが、土地のかさ上げにより浸水被害に対応している。さらに、2系統受電、エネルギーの二重化および燃料の備蓄等により、災害時における業務継続性を確保している。

本庁舎以外の庁舎は、新耐震基準を満たしているものの、免震構造とはなっていないことから、震度6強以上の強い揺れの際は、倒壊の可能性は低いが、一部損壊の可能性は否定できない。余震の可能性を含め、引き続き業務が継続できるか、使用の可否の判断が必要となる。

### 第3章 非常時優先業務の選定

#### 1 非常時優先業務の定義

大規模災害発生後の資源が制約される中では、災害対応と全ての通常業務を行うことは困難となる。そこで、本計画では、地域防災計画で定めている市が担当する業務と通常業務を全て洗い出した上で、災害時に優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定し、大きく「応急業務」と「優先継続業務」の2つに分類する。

##### (1) 応急業務

地域防災計画で市が担当する業務のうち、「第3章 災害応急対策計画」に掲げている業務、「第4章 災害復旧・復興計画」で掲げている業務のうち早期実施の優先度の高い災害復旧・復興業務および地域防災計画にない発災後に新規発生する業務を「応急業務」とする。

##### (2) 優先継続業務

通常業務のうち、行われなかったことによる地域社会への影響を「軽微(I)」、「小さい(II)」、「中程度(III)」、「大きい(IV)」、「甚大(V)」の5段階に評価し、業務継続の優先度の高い「中程度(III)」以上の業務を「優先継続業務」とする。

#### 2 非常時優先業務選定の基本的考え方

- (1) 災害発生時には、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめることを第一とし、応急業務を最も優先して実施する。
- (2) 優先継続業務については、応急業務に影響を与えない範囲で行うこととする。
- (3) 応急業務に必要な人員が確保できない場合は、応援職員を充てるものとするが、この場合、部内で応援体制をとることを基本とする。部内での調整が困難な場合は、他の部から応援職員を配置するものとする。さらに他自治体等からの応援（受援）を検討する。応急業務に必要なとなる資源の確保および配分は、全庁的に調整する。

#### 3 非常時優先業務の優先区分

災害時に行う各部（部局）、各班（課所室）の業務全てを表-2に示すとおり、応急業務および優先継続業務に分類する。その他の業務については、一定期間休止とする。

【表-2：非常時優先業務の区分】

非常時優先業務	応急業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域防災計画「第3章 災害応急対策計画」に掲げている業務</li> <li>2 地域防災計画「第4章 災害復旧・復興計画」に掲げている業務のうち、早期実施の優先度の高い業務 (例) 災害対策本部活動、災害派遣要請・応援要請、避難所等の開設・運営、救助、避難、救援、医療、道路啓開、がれき除去、各種被害調査、罹災証明発行など</li> <li>3 早期実施の優先度の高い地域防災計画にはない発災後に新規発生する業務</li> </ol>
	優先継続業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通常業務のうち、大規模災害発生時においても市民生活維持のため継続して行わなければならない業務 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の意思決定に必要な業務</li> <li>(2) 市民の生命・身体・財産を守る業務</li> <li>(3) その他、休止することができない業務</li> </ol> </li> <li>2 地域社会への影響が「中程度（Ⅲ）」以上の業務</li> </ol>

## 第4章 発災時の対応と参集

### 1 地域防災計画による配備体制

大規模災害が発生した場合において、業務を継続するためには、早急に必要な人員を確保のうえ、適切な配置を行い、効率的な執行体制を整えなければならない。本市では、地域防災計画により、災害が発生した場合又は災害発生のおそれのある場合に備え、表－3のと通りの配備体制をとっている。なお、本計画における被害想定では、直ちに第3配備体制をとることとなる。

【表－3：配備体制】

種別	配備体制	設置基準
第1配備	<p><b>災害警戒対策室【第1動員】</b></p> <p>1 情報収集活動および局地的な災害応急活動が円滑に実施できる体制 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行できる体制</p> <p>(招集方法)</p> <p>1 秋田市災害警戒対策室が自動設置された場合は自主登庁とする 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する</p>	<p>【自動設置】</p> <p>1 市域で震度4の地震が観測されたとき</p> <p>【自動設置以外】</p> <p>1 暴風、大雨、洪水、大雪警報、その他の警報が発表され防災対策上必要と認めた場合 2 災害が発生し、災害対策上特に必要と認めた場合 3 その他の状況により、市長が必要と認めた場合</p>
第2配備	<p><b>災害警戒対策部【第1、第2動員】</b></p> <p>1 第1配備を強化し局地的災害に対処できる体制で、社会的混乱の防止、情報の収集連絡および活動に対処できる体制 2 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制</p> <p>(招集方法)</p> <p>1 秋田市災害警戒対策部が自動設置された場合は自主登庁とする 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する</p>	<p>【自動設置】</p> <p>1 市域で震度5弱の地震が観測されたとき 2 気象庁が、秋田県に津波警報・津波注意報を発表したとき</p> <p>【自動設置以外】</p> <p>1 相当規模の災害が発生し、又は拡大するおそれがある場合 2 気象に関する特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 3 その他の状況により、市長が必要と認めた場合</p>
第3配備	<p><b>災害対策本部【全職員】</b></p> <p>全庁あげて全力で対処する体制</p> <p>(招集方法)</p> <p>1 秋田市災害対策本部が自動設置された場合はあらゆる手段をもって自主登庁する 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する</p>	<p>【自動設置】</p> <p>1 市域で震度5以上の地震が観測されたとき 2 気象庁が、秋田県に大津波警報（特別警報）を発表したとき</p> <p>【自動設置以外】</p> <p>1 市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大するおそれがある場合 2 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合 3 気象に関する特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 4 その他の状況により、市長が必要と認めた場合</p>

「秋田市地域防災計画（第21次修正）」表1－3－1～3から抜粋

【表－４：災害対策本部事務局】

【災害対策本部の設置に併せて速やかに編成】

班区分	人数	長
事務局長	1	総務部次長
副事務局長	1	防災安全対策課長
情報・対策班	15	防災安全対策課長（兼）
道路・河川・上下水道班	6	建設部
避難所運営班	4	市民生活部
市民対応班	6	観光文化スポーツ部
報道班	4	企画政策部

【対応の進捗による追加編成の一例】

班区分	長
受援班	総務部
被害概況調査班	都市整備部
被害認定調査班	財政部
災害廃棄物処理班	環境部
災害ケースマネジメント班	福祉保健部

「秋田市地域防災計画（第21次修正）」表1－3－5から抜粋

## 2 災害対策本部の設置決定者および職務代行者

地域防災計画に基づき、災害対策本部の設置決定者は、表－5による。報告は表－6による。

なお、本部長に事故等があるときは、表－7により、その職務を代理する。

【表－5：災害対策本部設置の決定者】

決定者	代決者		
	1	2	3
市長	副市長（総務部担当）	副市長	総務部長

【表－6：災害対策本部の設置決定者への報告者】

決定者への報告者	代行者	
	1	2
危機管理監	総務部次長	防災安全対策課長

【表－7：本部長の職務代行者】

本部長	代理者		
	副本部長		
	1	2	3
市長	副市長（総務部担当）	副市長	総務部長

「秋田市地域防災計画（第21次修正）」表1－3－7～表1－3－9から抜粋

## 3 大規模災害発生時の対応

大規模災害が発生した場合は、自分自身の身の安全を守ることを最優先する。その上で、家族や周囲の人たちの安全確保等を行う。また、可能な限り、テレビ、ラジオ等で災害の状況を確認し、けが人の応急措置等を取りながら二次災害等に備えるものとする。業務継続のためには、職員の安否確認だけでなく、職員が安心して業務に専念できるよう、家族の安否確認も重要となる。各課所室においては、平常時から災害発生時における職員の安否確認の方法や手段について取り決めておくとともに、職員は、家族の安否確認の方法について、家庭内で検討しておく必要がある。



## 5 災害発生直後に職員がとるべき行動

災害発生直後に職員がとるべき具体的活動事例は、表－8のとおりである。

【表－8：災害発生直後の具体的活動事例】

災害の発生	職員の初期対応および参集における心得	職員のとるべき緊急措置
勤務時間内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配備についていない場合も常に災害に関する情報、災害対策本部の指示に注意する。</li> <li>・ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。</li> <li>・ 不急の行事、会議、出張等を中止する。</li> <li>・ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。</li> <li>・ 災害現場に出動した場合は、標章を着用し、また、自動車には標旗を掲げる。</li> <li>・ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在庁者の安全確保と避難誘導</li> <li>・ 市庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火</li> <li>・ 被害状況を踏まえた庁舎、施設の緊急防護措置</li> <li>・ 非常用自家発電機能や通信環境の確保</li> </ul>
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表－3で定める設置基準のうち、災害の発生により自動設置に該当する又は該当することが予測されるときは、登庁指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に登庁する。</li> <li>・ 職員配備体制に基づき参集する。</li> <li>・ 登庁においては可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、登庁後直ちに所属長に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震、津波、災害情報の収集</li> <li>・ 職員配備体制に基づき参集</li> </ul>

「秋田市地域防災計画（第21次修正）」第1章第3節－5職員の動員・参集を参照

## 6 参集における留意事項

職員は、勤務課所室又はあらかじめ指定された場所もしくは最寄りの出先機関等（以下「最寄出先機関」という。）へ参集する。また、公共交通機関の運行停止や道路の車両通行が困難な事態においては、徒歩のほか、自転車等手段を尽くして登庁しなければならない。

## 7 最寄出先機関への参集と行動

(1) 自宅から勤務課所室までの距離が相当以上あること、その他勤務課所室へ参集できない合理的な理由があるときは、最寄出先機関へ参集するものとする。

(2) 前号の場合、職員がとるべき行動は、以下のとおりである。

ア 職員は、最寄出先機関の長に自己の所属課所室名、職、氏名および勤務課所室へ参集できない理由を報告する。

イ 最寄出先機関の長は、アにより報告を受けた職員の職、氏名、勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

ウ 最寄出先機関の長は、災害の程度、災害応急対策の実施状況等に応じて、職員の職場復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を各職員の所属長に連絡する。

## 8 相当な理由により参集できない場合の措置

### (1) 参集不能の場合の対応

次に掲げる事由等により、参集が困難な職員は、原則としてその理由を所属長に報告した上で、自宅等で待機するものとする。なお、待機中は、所属長への定期的な連絡に可能な限り努めるものとする。

また、所属長自らが参集できない場合は、所属長を補佐する者に連絡し、配備の伝達および災害応急活動を行わせるものとする。

ア 災害によって職員又は職員の家族等が死亡又は負傷したとき。

イ 参集途上において救命活動等に参加する必要性が生じたとき。

ウ 傷病等により療養しているとき。

エ その他参集できない相当の理由があるとき。

### (2) 所属長への報告

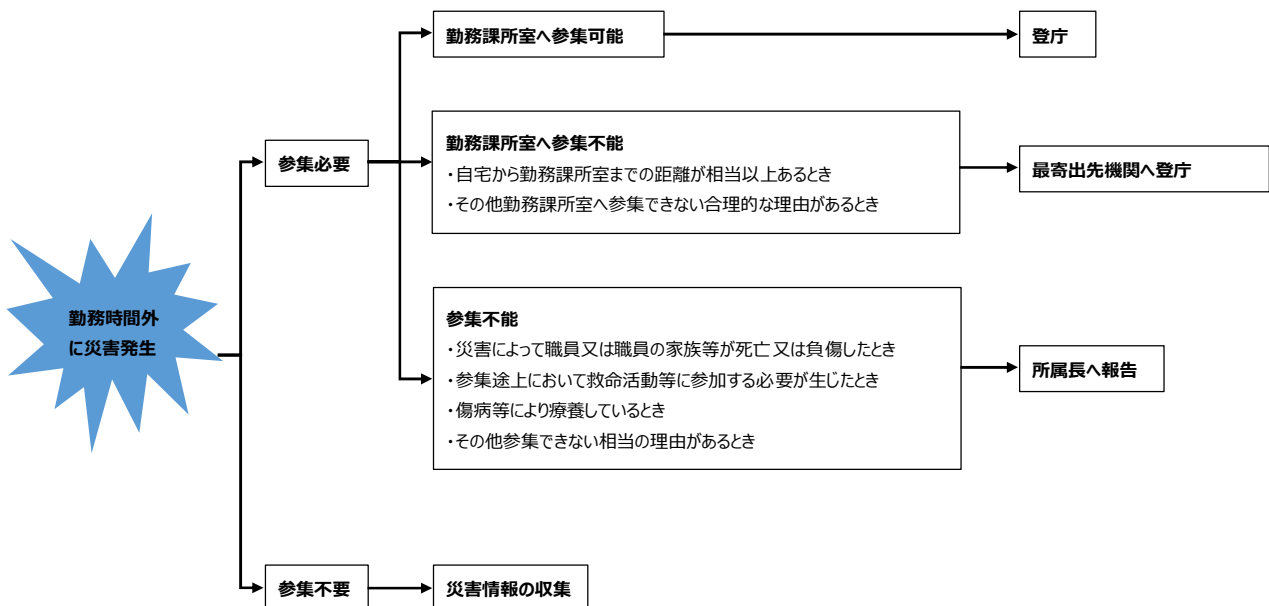
ア 前号の職員が所属長に報告すべき事項は、主に次のとおりである。

(ア) 本人の安否情報・・・無事、負傷（負傷の程度、入院又は通院の場合は、その医療機関等）

(イ) 家族の安否情報・・・無事、負傷、安否不明等

(ウ) 周辺の被害状況・・・自ら確認をした情報（道路の通行可否、危険箇所、避難者の状況等）

イ 所属長は、職員の報告および参集情報を集約し、災害対策本部へ適宜報告するものとする。



【図－7：職員の参集フロー】

「秋田市地域防災計画（第21次修正）」第1章第3節－5 職員の動員・参集を参照

## 第5章 執務環境の確保と整備

### 1 非常時における本庁舎の使用

#### (1) 本庁舎の現状

電 気	<p>本庁舎は災害時において、防災拠点施設となることから、リスク分散を考慮し2系統受電している。</p> <p>また、停電時は自家発電設備により、必要箇所に電源を供給する。</p> <p>自家発電設備の燃料は、庁舎機能を5日間保持できる容量を備蓄している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定格容量1,500 k V A</li> <li>・ 地下タンク60,000 ℓ 屋内タンク20,000 ℓ</li> </ul>
ガ ス	<p>本庁舎は、ガスを空調に使用しており、震度5又は6程度でメーターの安全装置作動により、機器への供給が停止するが、安全確認後、手動で供給再開は可能である。</p> <p>なお、空調の熱源は電気と併用していることから、災害時も一部運転は可能である。</p>
上下水道	<p>上水は受水槽方式を採用しているため、水道本管が断水しても庁内で使用は可能であり、5日間分の容量は庁内に確保している。</p> <p>また、下水道が被災し、使用不能となっても、庁内からの排水は、地下水槽へ5日間貯留可能である。</p>
電話【停電時】	<p>本庁舎は、停電時においても、自家発電設備により電話設備の利用が可能である。</p> <p>自家発電設備によらず使用できる「災害時優先電話」を主要な災害対応課に14台配置している。</p>
エレベーター	<p>本庁舎のエレベーターは、地震の場合には最寄階に、火災の場合には1階に停止するように設定されている。また、エレベーターのバッテリーにより、停電でも閉じ込められることはない。</p> <p>なお、自家発電設備の回路にエレベーターが含まれていることから、停電時においても使用が可能である。</p>
P C関連【停電時】	<p>停電時、サーバー室内の機器は、無停電電源装置および自家発電設備により、停止することなく運用が可能である。サーバー室以外のパソコンおよびプリンターは、自家発電設備の稼働によって使用可能である。</p> <p>市民サービスセンターなどの基幹系システム端末を設置している出先機関とのネットワーク接続については、2つの民間通信事業者の回線を利用しており、冗長化が図られている。</p> <p>基幹系システムのデータのバックアップは毎日、業務終了後に実施している。</p>

P C 関 連 【 停 電 時 】	<p>本庁舎の内部情報系パソコンは、ネットワーク認証の仕組みにより、設定を変更せずに各階の認証ハブに接続して使用可能である。また、無線LAN設定された内部情報系パソコンであれば、LANケーブルを接続せずに各階の電波が届く範囲内で使用可能である。</p> <p>基幹系システム端末は、あらかじめ設定された基幹系システム業務を行っている課所室でなければ使用できない。また、他課所室に移設する場合、情報統計課職員またはシステムエンジニアによる設定変更が必要となる。</p> <p>パソコンおよびプリンターについては、予備機の在庫が限られるため、不足する場合、移設により対応する必要がある。</p> <p>本庁舎では自家発電設備により、必要箇所に給電することで5日間の業務継続が可能である。</p>
-------------------	---

## (2) 課題と対策

項 目	課 題	対 策
オフィス機器の 転倒防止	事務スペース内の書架やキャビネットの転倒、OA機器の損壊、書類等の散乱などにより、非常時優先業務の遂行に支障がでる。	書架やキャビネット、OA機器の転倒防止策を実施する。
停電時の対応	自家発電設備を有するが、長期活動に備え燃料を確保する必要がある。	保有燃料により5日間の発電が可能となっているが、長期化が想定されることから、必要な燃料の確保のための調整を早期に行う。
	長期的に自家発電設備を稼働させる場合、メンテナンスを行う必要がある。	計画的にメンテナンスを実施することにより、影響を最小限とする。
断水への対処	庁舎への水道管（本管）が断裂した場合であっても、長期活動に備え、準備を行う必要がある。	貯水タンク等により、5日分の給水・排水が可能となっているが、長期化が想定されることから、他の避難所と同様に、職員および避難者への飲料水等の確保および排水の処置を行う。

## 2 非常時における消防庁舎の使用

### (1) 消防庁舎の現状

電 気	消防庁舎の電気については本庁舎に準ずる。
ガ ス	<p>ボイラー用と一般用に系統が分かれており、ガスメーター内部に設置されている安全装置により、震度5ないし6程度でいずれの系統も供給が自動停止される。なお、停電の要因だけで供給停止となることはない。</p> <p>二次災害防止のため、手動操作による緊急ガス遮断装置も設置されている。</p> <p>自動停止装置、手動遮断装置稼働後は、手動で供給再開が可能である。</p>
上下水道	<p>1階・2階は直圧式のため、水道水が供給される限り、停電時においても、基本的に断水は生じない。ただし、貯水槽と連結していないため、水道水の供給が停止されると直ちに断水する。</p> <p>3階から5階までは、地下受水槽12m<sup>3</sup>からのポンプ揚水となっているが、停電時においても、自家発電設備（本庁舎）からの電源により揚水できるため、水道水の使用が可能である。</p> <p>なお、地下受水槽は、事務所における標準使用水量から換算すると、およそ1.5日分の容量となっている。</p> <p>下水は下水道が被災すると使用不能。</p>
電話【停電時】	<p>停電時においても、自家発電設備（本庁舎）により電話設備の利用が可能である。（バッテリーでも3時間使用可能）</p>
エレベーター	<p>停電時においては、自家発電設備（本庁舎）の稼働により全て通常どおり機能する。</p>
PC関連【停電時】	<p>消防庁舎は、コンピューター設備のある本庁舎と自設の光ケーブルで接続している。</p> <p>停電時、パソコンおよびプリンターは、自家発電設備（本庁舎）からの給電により使用可能。</p>

### (2) 課題と対策

項 目	課 題	対 策
設備への被害	<p>消防庁舎が使用可能であっても、電気、水道、電話等のインフラが被害を受けることが想定される。</p>	<p>保守業者等に速やかな技術者派遣を求め、最優先で応急修理を行う。</p>
オフィス機器の転倒防止	<p>事務スペース内の書架やキャビネットの転倒、OA機器の損壊、書類等の散乱などにより、非常時優先業務の遂行に支障がでる。</p>	<p>書架やキャビネット、OA機器の転倒防止策を実施する。書類等の散乱を防止するため、書架、キャビネット等への施錠を行う。</p>
断水への対処	<p>庁舎への水道管（本管）が断裂した場合や長期活動に備え、準備を行う必要がある。</p>	<p>災害対応の長期化が想定されることから、職員への飲料水等の確保および排水の処置を行う。</p>

### 3 非常時におけるその他主要な庁舎の使用

保健所や上下水道局川尻庁舎および各市民サービスセンターは災害時の応急活動等の拠点となる。

#### (1) 各庁舎の現状

##### ア 保健所

電 気	屋内（1階）自家発電設備により供給（約23時間稼働可能） ・定格容量74kVA ・燃料436ℓ
ガ ス	震度5程度で安全装置により自動停止。手動で供給再開可
上下水道	1 上水道 受水槽方式（40m <sup>3</sup> ） （電源供給時検査室への揚水、水洗トイレ使用可、水道本管が断水しても2日程度の容量は確保している） 2 下水道 下水管が被災すると使用不能
電話【停電時】	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を1台配置
エレベーター	自家発電設備により使用可能
PC関連【停電時】	サーバーは自家発電設備と無停電電源装置により継続運用可能 PC、プリンターは自家発電設備により使用可能 基幹系システムを他課所室に移動する場合は設定変更が必要

##### イ 上下水道局(川尻庁舎)の現状

電 気	屋上自家発電設備により供給（約4時間稼働可能） ・定格容量200kVA ・燃料190ℓ
ガ ス	ガスの使用なし
上下水道	1 上水道 直結方式と受水槽方式（一部は7日程度使用可） 2 下水道 下水管が被災すると使用不能
電話【停電時】	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらずバッテリーにより使用可能な電話を128台配置（約1～2時間使用可能） 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を7台配置
エレベーター	バッテリーにより最寄り階に停止。停電時は使用不能
PC関連【停電時】	サーバーは自家発電設備と無停電電源装置により使用可能 PC、プリンターは自家発電設備により使用可能

### ウ 西部市民サービスセンターの現状

電 気	屋上自家発電設備により供給（約45時間稼働可能） ・定格容量72 k V A ・燃料950 ℓ
ガ ス	本管が被災すると使用不能
上下水道	1 上水道 水道管が被災すると使用不能 2 下水道 下水管が被災すると使用不能、くみ取り式汚水槽により仮設トイレは使用可能
電話【停電時】	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらずバッテリーにより使用可能な電話を10台配置 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を4台配置
エレベーター	バッテリーにより最寄り階に停止。停電時は使用不能。
P C関連【停電時】	自家発電設備によりP C、プリンターは一部使用可能 基幹系システム端末、内部情報系P Cは使用不能

### エ 北部市民サービスセンターの現状

電 気	屋内（3階）自家発電設備により供給（約36時間稼働可能） ・定格容量185 k V A ・燃料1,500 ℓ
ガ ス	震度5程度で安全装置により自動停止。手動で供給再開可。
上下水道	1 上水道 水道管が被災すると使用不能 2 下水道 くみ取り式汚水槽により仮設トイレ使用可能
電話【停電時】	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらずバッテリーにより使用可能な電話を8台配置（約3時間使用可能） 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を3台配置
エレベーター	バッテリーにより最寄り階に停止。自家発電設備により使用可能
P C関連【停電時】	自家発電設備によりP C、プリンターおよび基幹系システム端末は一部使用可能

### オ 河辺市民サービスセンターの現状

電 気	屋内（1階）自家発電設備により供給（約72時間稼働可能） ・定格容量100 k V A ・燃料950 ℓ
ガ ス	プロパンガスのため使用可能
上下水道	1 上水道 水道管が被災すると使用不能 2 下水道 下水管が被災すると使用不能、くみ取り式汚水槽により仮設トイレは使用可能
電話【停電時】	通常回線は自家発電設備により使用可能 その後自家発電設備によらず全てバッテリーにより使用可能（約3時間程度） 発電機によらず使用可能な「災害時優先電話」を2台配備
エレベーター	バッテリーにより最寄り階に停止。停電時は使用不能
P C関連【停電時】	自家発電設備によりP C、プリンターは一部使用可能

#### カ 雄和市民サービスセンターの現状

電 気	小型発電機 ・定格出力2.0 kVA ・燃料タンク容量7.4 ℓ
ガ ス	プロパンガスのため使用可能
上下水道	1 上水道 受水槽方式（3日程度使用可） 2 下水道 下水管が被災すると使用不可
電話【停電時】	通常回線は使用不能 バッテリーにより使用可能な電話を7台配備（約30分使用可能） 発電機によらず使用可能な「災害時優先電話」を1台配備
エレベーター	バッテリーにより最寄り階に停止。停電時は使用不能
PC関連【停電時】	使用不能

#### キ 南部市民サービスセンターの現状

電 気	屋内（3階）自家発電設備により供給（約45時間稼働可能） ・定格容量72 kVA ・燃料950 ℓ
ガ ス	震度5程度で安全装置により自動停止。手動で供給再開可。
上下水道	1 上水道 水道管が被災すると使用不能 2 下水道 下水管が被災すると使用不能、くみ取り式汚水槽により仮設トイレは使用可能
電話【停電時】	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を2台配置
エレベーター	バッテリーにより最寄り階に停止。停電時は使用不能
PC関連【停電時】	自家発電設備によりPC、プリンターおよび基幹系システム端末は一部使用可能

#### ク 南部市民サービスセンター別館の現状

電 気	屋内（2階）自家発電設備により供給（約72時間稼働可能） ・定格容量20 kVA ・燃料450 ℓ
ガ ス	震度5程度で安全装置により自動停止。手動で供給再開可。
上下水道	1 上水道 水道管が被災すると使用不能 2 下水道 下水管が被災すると使用不能、くみ取り式汚水槽により仮設トイレは使用可能
電話【停電時】	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を1台配置
エレベーター	バッテリーにより最寄り階に停止。停電時は使用不能
PC関連【停電時】	自家発電設備によりPC、プリンターおよび基幹系システム端末は一部使用可能

## ケ 東部市民サービスセンターの現状

電 気	屋内（2階）自家発電設備により供給（約48時間稼働可能） ・定格容量72kVA ・燃料950ℓ
ガ ス	震度5程度で安全装置により自動停止。手で供給再開可。
上下水道	1 上水道 水道管が被災すると使用不能 2 下水道 下水管が被災すると使用不能、くみ取り式汚水槽により仮設トイレは使用可能
電話【停電時】	通常回線は自家発電設備により使用可能 自家発電設備によらずバッテリーにより使用可能な電話を3台配置 自家発電設備によらず使用可能な「災害時優先電話」を1台配置
エレベーター	バッテリーにより最寄り階に停止。停電時は使用不能
PC関連【停電時】	自家発電設備によりPC、プリンターは一部使用可能

※防災行政無線移動系機器は対象庁舎全てに設置済

・保健所：1台、上下水道局：5台、各市民SC（両連絡所含む）：9台

## (2) 課題と対策

項 目	課 題	対 策
設備への被害	庁舎が使用可能であっても、電気、水道、電話等のインフラが被害を受けることが想定される。	保守業者等に速やかな技術者派遣を求め、最優先で応急修理を行う。
オフィス機器の転倒防止	事務スペース内の書架やキャビネットの転倒、OA機器の損壊、書類等の散乱などにより、非常時優先業務の遂行に支障がでる。	書架やキャビネット、OA機器の転倒防止策を実施する。書類等の散乱を防止するため、書架、キャビネット等への施錠を行う。
停電時の対応	自家発電設備を有しない庁舎は、照明、パソコン等が使用できず業務遂行に支障がでる。	小型発電機および燃料について必要量をあらかじめ準備する。
	自家発電設備を有する庁舎は長期活動に備え燃料を確保する必要がある。	災害対応の長期化が想定されることから、必要な燃料の確保のための調整を早期に行う。
	電気で稼働するタイプのトイレが使用できなくなる。	自家発電設備で稼働するトイレを使用する。バケツ等に水を入れ流す。マンホールトイレ又は備蓄する簡易トイレ袋を使用する。
断水への対処	受水槽の容量には限りがあることや庁舎への水道管（本管）が断裂した場合に備え、準備を行う必要がある。	災害対応の長期化が想定されることから、他の避難所と同様に、職員および避難者への飲料水等の確保および排水の処置を行う。

#### 4 本庁舎等が使用不可能な場合

災害対策本部および本庁舎等に配置している課所室を、出先機関に分散し、非常時優先業務を遂行する態勢を緊急整備する。

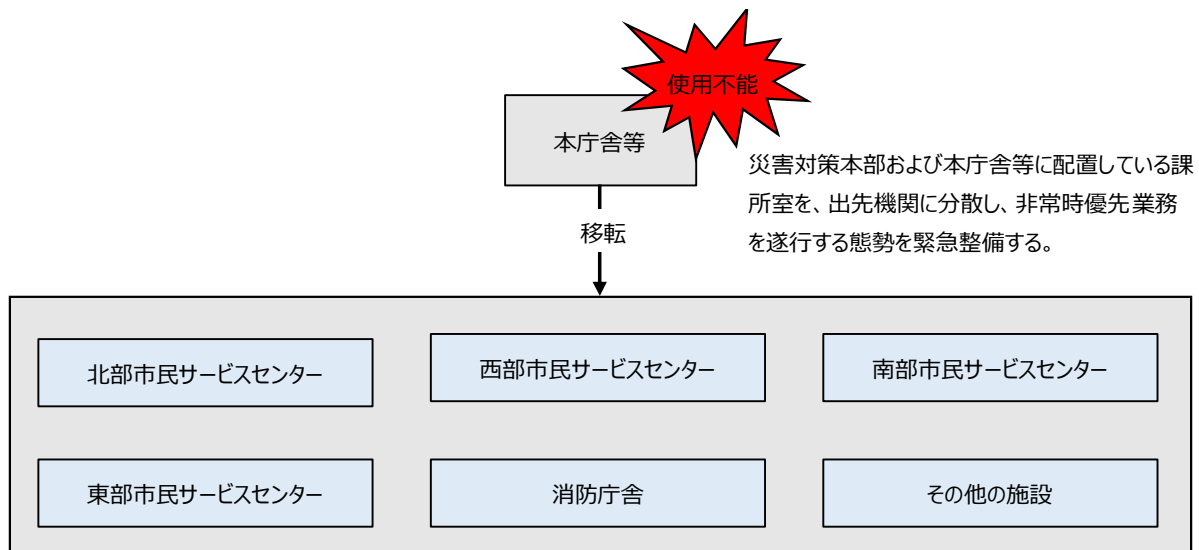
なお、この場合の執務場所の移転等については、以下を基本とする。

- (1) 指揮系統を確保するため、災害対策本部長（市長）、災害対策副本部長（副市長）、災害対策本部員（各部局長）の執務場所と災害対策本部室を同一場所に移転する。

この場合、会議室のほか、空きスペースを活用し、執務場所を緊急整備するものとする。

- (2) 本庁舎等に配置している課所室は、出先機関に分散し、非常時優先業務を遂行する。この場合の移転先は、執務スペース、自家発電設備の定格容量、行政情報ネットワークの接続状況等を踏まえ、一定の要件を備えた施設を優先とする。

- (3) 市有施設全体の被災状況によって、移転配置を要する課所室、職員数、移転先などが適正であるかをあらかじめ判断することは困難であり、併せて、職員の応援に伴う移転配置も考慮する必要があることから、本計画においては、具体的に定めない。なお、職員の応援体制については、第6章「非常時優先業務の実施」の3「職員の応援」で述べる。



指揮系統を確保するため、災害対策本部長(市長)、副本部長(副市長)、本部員(各部局長)の執務場所と災害対策本部室を同一場所に移転する。

【図－8：執務場所の移転イメージ】

#### 5 職員用の食糧および飲料水

業務継続のため、職場に食糧を職員自らが備蓄するよう努めるものとする。飲料水は、各庁舎における水道水の断水リスクに応じて備蓄する。

また、職員は、参集の際、食糧（3食分程度）、飲料水（水筒）の携行に努める。災害対策本部は、協定等を活用し、職員用の食糧および飲料水を調達するよう努める。

## 第6章 非常時優先業務の実施

### 1 非常時優先業務の抽出

発災後、地域防災計画に記載している応急業務を優先的に実施していくこととなるが、優先継続業務については、業務遂行の遅延、停滞につながらないように、その業務内容や優先順位をあらかじめ明示しておく必要がある。

そこで本計画では、応急業務と優先継続業務を全て抽出し、個々の業務の担当課所室、業務内容、開始時間をまとめ、次のとおり掲載する。

(1) 応急業務：災害応急対策業務、優先度の高い災害復旧・復興業務および発災後の他の新規発生業務(別表1)

(2) 優先継続業務：通常業務のうち、大規模災害発生時においても継続して行わなければならない業務(別表2)

本計画策定後、各部局は、本計画で列挙した非常時優先業務について、明示された開始時間に沿って業務を実施できるよう、体制を整備しておくものとする。

### 2 業務実施状況の周知

通常態勢で実施していない業務又は閉鎖もしくは使用不能施設においては、その旨を知らせるため、立て看板の設置や貼り紙を掲示し、来庁者へ周知する。

また、ホームページへの掲載(協定に基づく他都市の代理掲載を含む。)や秋田市公式LINE等を通じて、広く市民に情報提供するものとする。

### 3 職員の応援

非常時優先業務を実施するために必要な人員配置および職員の応援については、以下の事項を基本とする。

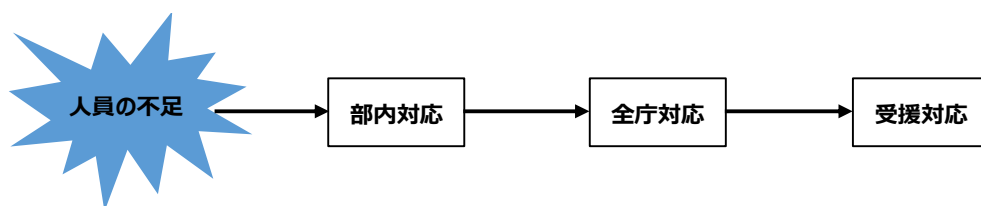
(1) 非常時優先業務に必要な人員が課所室内で確保できない場合は、部内で応援職員を充てるものとする。部内での対応が困難な場合は、他の部から応援職員を配置するものとする。

(2) 非常時優先業務に必要な人員の確保および配置については、総務部が全庁的な調整を行う。この場合、各地域において円滑な対応が行われるよう、職種のバランスや地域とのつながりを十分考慮して行うものとする。

(3) 非常時優先業務のうち、長期間におよぶ業務については、交替用の班を編成する。

(4) 委託事業者が被災した場合は、市職員が直接業務対応に当たる。

(5) 他自治体からの応援職員の受入れについては、「秋田市災害時受援計画」に基づき体制を整えるとともに、業務量に応じた適時の見直しを行う。



※発災直後から全庁的な対応をとる業務を除く

【図-9：人員の不足に対する対応フロー】

#### 4 優先継続業務の取扱い

別表 2 に掲載した優先継続業務は、業務の開始時間を基本として業務を開始するが、被災の状況等を勘案し、災害対策本部において、適宜調整を図るものとする。

#### 5 休止業務の取扱い

休止中に提出のあった各業務に係る書類の取扱いについては、処理期間の延長など、必要な手続きを行った上で、業務再開後に順次対応することとし、その旨を市民に説明する。

なお、休止業務であっても、個別の案件ごとに判断し、緊急性、必要性が高いと判断される具体的理由がある場合には業務を行う。

また、縮小又は内容を変更している優先継続業務についても、同様に、必要と認める場合は、通常レベルで業務を実施するものとする。

#### 6 通常業務の復帰

災害対策本部員は、優先継続業務を通常レベルへ復帰し、又は休止業務を再開しようとするときは、適宜本部長に報告し、その決定を仰ぐものとする。

本部長は、災害対策業務の進行状況や必要な人員等を勘案し、休止業務の再開等について、決定するものとする。

## 第7章 今後の検討課題と取組

非常時優先業務は、経験したことのない劣悪な環境の中で実施しなければならない。

そのため、必要な資源が制約されることを十分に予測し、どのような方法や手順等で対応すべきか恒常的に検討しておくことが求められる。

### 1 検討課題

#### (1) 選定した各業務の精査

非常時優先業務については、市民の生命および生活に直結する業務を最優先するものとし、定期的に精査する。

#### (2) 本計画と地域防災計画等との整合性

本計画については、地域防災計画等との整合性を図るとともに、状況の変化に合わせ必要な修正を行う。

#### (3) 防災意識向上によるマンパワーの確保

災害時の職員の初動のあり方について訓練を行うとともに、各部局における研修の促進などにより、防災意識を向上させ、円滑な職員参集を行うことにより、マンパワーの確保を図る。

### 2 今後の取組

本計画に基づいて、非常時優先業務を効果的に遂行するためには、第一に、職員全員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるよう、教育や訓練を通じて意識の向上や行動力の強化を図ることが重要である。

さらに、訓練等を通じて洗い出された新たな課題に対し、検討を加え、本計画の見直しに反映させるなどの改善を持続的に行う。